

新規航路開設等支援事業 補助金交付要綱

令和元年7月17日 副市長決定

令和6年4月1日 改正

この要綱は、「新規航路開設等支援事業」にかかる補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港における定期コンテナ航路の新規開設を促進することで、神戸港の利便性の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社またはその日本代理店とする。

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

（1）新規国際基幹航路開設支援事業

新規国際基幹航路とは、新たに開設される国際基幹航路であって、北米、欧州、中南米、アフリカ、豪州航路とする。

（2）新規航路開設支援事業

新規航路とは、新たに開設される外航コンテナ定期航路であって、中国（香港含む）・台湾航路を対象とする。

2 前項において、航路改編等により、航路が統廃合されることで新たに開設される航路の場合、神戸港への1週あたりの寄港数が増加し、かつ、1週あたりの寄港船舶の船腹量の合計が、従前の航路と比較して増加していることを要する。

3 補助金の交付を受けようとする事業において、第1項に定める「新規国際基幹航路開設支援事業」については、阪神国際港湾株式会社が実施する「阪神港の集貨事業」に関する委託契約（以下「補助対象契約」という。）の締結の有無は問わないものとする。

4 補助金の交付を受けるにあたっては、補助金の交付を受けようとする事業が、継続的に行われる事業であって、当該年度の3月において事業が継続されていることを要する。なお、前年度交付決定を行った事業のうち、前年度交付決定分と合せて1年間となる期間について、当該年度に申請することができるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるとおりとする。

（1）新規国際基幹航路開設支援事業

新たに開設した航路について、1 寄港あたり 200 万円以内。

(2) 新規航路開設支援事業

新たに開設した航路について、1 寄港あたり 12 万円以内。

ただし、第 3 条第 2 項に該当する場合の補助金の額は、前 2 号の支援単価を、新たに開設される航路数で案分した金額とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は、当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。

なお、交付決定前に実施した事業については対象に含めない。ただし、当該年度の 7 月末日までに交付決定をした場合は、当該年度の 4 月 1 日以降に開始した事業を対象とすることができる。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）を当該年度の 12 月 15 日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）をもって申請者に通知するものとする。

(計画及び補助事業の変更等)

第 8 条 交付決定を受けた申請事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 9 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第 8 号）を当該補助事業の完了後、当該年度の 3 月 15 日までに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助事業者を求めるものとする。

3 補助事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額（第 8 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、変更後の金額）と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。